

## LPガスの安全確保等に関する行政評価・監視の結果に基づく改善通知に対する措置状況（フォローアップ）の概要

- 【調査の実施時期等】 1 実地調査 平成26年12月～27年7月  
2 調査対象機関 関東東北産業保安監督部東北支部

【通知日及び通知先】 平成27年7月27日 関東東北産業保安監督部東北支部に対し改善通知

【改善措置等に関する回答年月日】 平成27年9月30日

関東東北産業保安監督部東北支部が改善通知を受けて措置し、当局に回答 → 別紙参照

### 【参考（調査実施の背景事情等）】

- 東北地方ではLPガスの家庭用熱源としての使用率が高い
  - ・ 一般世帯の75.5%（約270万世帯）がLPガスを家庭用熱源として使用。全国では沖縄に次いで2番目の使用率（平成24年度）
- 平成23年に発生した東日本大震災によりLPガス供給設備に被害
  - ・ 全国でLPガス容器約20万本が津波により流出。約16万戸でLPガスが使用不可
- 東北地方ではLPガス事故のうち雪害による事故の割合が高い
  - ・ 平成23年以降、雪害による事故の割合が50%超（平成23年69.6%、24年65.3%、25年58.5%）
- 経済産業省は、平成25年3月、地震、津波等における対策として「LPガス災害対策マニュアル」を策定
  - ・ 経済産業省は、LPガス災害対策マニュアル（以下「災害対策マニュアル」という。）において、地震時等におけるLPガス容器の鎖二重掛け等の転倒防止対策等を具体的に掲載し、地震・津波対策等をLPガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）に要請
- 東北管区行政評価局は、地震・津波及び雪害によるLPガス事故の未然防止を図る観点から、販売事業者5事業者、供給箇所148か所を抽出して地震・津波対策等の実施状況を調査し、調査結果に基づき改善通知

改善通知事項要旨	回答要旨
<p><b>1 LPガス供給設備における地震・津波対策の的確な実施 (改善通知事項)</b></p> <p><b>(1) LPガス容器の一次的被害の防止</b></p> <p><b>ア 転倒・転落防止措置等の的確な実施</b></p> <p>関東東北産業保安監督部東北支部（以下「東北支部」という。）は、地震・津波の発生時におけるLPガス容器（以下「容器」という。）の転倒等一次的な物理的被害を防止する観点から、鎖等による容器固定方法について、災害対策マニュアルに沿った措置を改めて販売事業者に周知する必要がある。</p> <p><b>イ 容器バルブ等保護対策の実施</b></p> <p>東北支部は、地震発生時における落下物等の衝撃から容器バルブ等を保護する観点から、容器バルブ等の損傷を防止する措置について、災害対策マニュアルに沿った対策の趣旨を販売事業者に対して改めて周知する必要がある。</p> <p><b>〈指摘事例の概要〉</b></p> <p>○ 鎖の二重掛けなど災害対策マニュアルに推奨された転倒・転落防止対策が的確に実施されていないものが148か所中12か所みられた。</p> <p><b>(改善通知事項)</b></p> <p><b>(2) ガス放出防止型高圧ホースの普及促進</b></p> <p>東北支部は、地震・津波発生時における容器からのガス漏えいを防止する観点から、事業者団体等と連携を取って、ガス放出防止型高圧ホースの導入を販売事業者に対して要請することが望ましい。</p> <p><b>〈指摘事例の概要〉</b></p> <p>○ 災害対策マニュアルで推奨されているガス放出防止型高圧ホースが設置されているのは、高圧ホースが設置されている108か所中36か所みられた。</p>	<p>東北支部は、所管販売事業者（14事業者）に対し、平成27年8月10日付けで東北支部保安課長から販売事業者代表取締役宛てに「液化石油ガスの自然災害対策について（要請）」（以下「東北支部保安課長通知」という。）を発出し、鎖等による容器の固定方法及び容器バルブ等の損傷防止措置について、災害対策マニュアルに沿った措置を講ずることを周知した。</p> <p>さらに、平成27年度業務主任者等保安研修会（平成27年10月26日：盛岡市開催。同月27日：仙台市開催。以下「保安研修会」という。）において、東北支部所管販売事業者の各販売所において保安業務に携わる担当者（以下「保安業務担当者」という。）に対し、LPガス容器の一次的被害の防止に関し、災害対策マニュアルに沿った措置を周知する予定である。</p> <p>東北支部所管販売事業者に対し、東北支部保安課長通知を発出し、高圧ホースについては、ガス放出防止型高圧ホースの導入を促進することを要請した。</p> <p>また、平成27年8月10日付けで東北支部保安課長から東北液化石油ガス保安協議会（以下「東液協」という。）会長宛に「液化石油ガスの自然災害対策について（要請）」を発出し、加盟する販売事業者にガス放出防止型高圧ホースの導入促進を図るように要請した。</p> <p>さらに、保安研修会において、保安業務担当者に対し、東北支部と東液協が連携してガス放出防止型高圧ホースの導入を要請する予定である。</p>

改善通知事項要旨	回答要旨
<p><b>2 LPガス供給設備における雪害対策の的確な実施</b> (改善通知事項)</p> <p>東北支部は、雪害事故の発生を未然に防止する観点から、販売事業者に対して、容器等が積雪に埋没する又は落雪・落氷のおそれがある位置に設置されている場合は、容器移動又は雪囲い等の実施の必要性を周知するとともに、これらの措置が困難な場合は、折損対応型の単段式調整器、ガス放出防止型高圧ホースの導入等を促進するよう周知する必要がある。</p> <p>〈指摘事例の概要〉</p> <p>① 雪囲い等が行われず、容器等が積雪に埋没するおそれのある位置又は落雪・落氷のおそれがある位置に設置されている供給箇所6か所のうち、4か所は折損対応型の単段式調整器等が未導入である。</p> <p>② 雪害に弱いとされている自動切替式調整器（片持ち）が設置されている供給箇所8か所のうち、2か所は高圧ホースが軒の外側に張り出し、落雪・落氷による損傷のおそれがあるとみられた。</p> <p><b>3 その他の保安対策の着実な実施</b> (改善通知事項)</p> <p>(1) <b>容器等の適正管理の確実な実施</b></p> <p>東北支部は、LPガス供給設備における安全性の向上を図る観点から、販売事業者に対し、容器等の適正な管理をより一層徹底するよう要請することが望ましい。</p> <p>〈指摘事例の概要〉</p> <p>○ 容器が容器設置台に置かれておらず水平が保たれていないもの、容器の腐食につながるおそれのあるものなど、保安対策の実施が十分とは認められないものが148か所中17か所みられた。</p>	<p>東北支部所管販売事業者に対し、東北支部保安課長通知を発出し、容器等が積雪に埋没する又は落雪・落氷のおそれがある位置に設置されている場合は、容器移動又は雪囲い等の実施を検討するとともに、これらの措置が困難な場合は、折損対応型の単段式調整器、ガス放出防止型高圧ホースの導入等を促進することを周知した。</p> <p>さらに、保安研修会において、保安業務担当者に対し、LPガス供給設備における雪害対策の的確な実施を要請する予定である。</p> <p>東北支部所管販売事業者に対し、東北支部保安課長通知を発出し、容器等の適正な管理（設置）を徹底することを要請した。</p> <p>さらに、保安研修会において、保安業務担当者に対し、容器等の適正管理の確実な実施を要請する予定である。</p>

改善通知事項要旨	回答要旨
<p>(改善通知事項)</p> <p>(2) 供給設備に係る交換推奨期限の適切な管理</p> <p>東北支部は、供給設備の経年劣化によるガス漏えい事故の未然防止を図る観点から、帳簿への正確な記載を行うとともに、より一層供給設備の適切な期限管理に取り組むよう、販売事業者に要請することが望ましい。</p> <p>〈指摘事例の概要〉</p> <p>○ 供給設備の交換推奨期限の管理状況を調査したところ、帳簿では交換済みと記載されているものの、交換推奨期限を超過して使用されているものが148か所中3か所みられた。</p> <p>4 立入検査</p> <p>(改善通知事項)</p> <p>東北支部は、立入検査がLPガスによる災害を防止することを目的として実施されていることに鑑み、自主保安の高度化、法令遵守の徹底の取組を一層推進する観点から、立入検査においては、販売所等における帳簿等の書面上の確認に加えて、供給設備の現場における検査も併せて行うよう検討すること。</p> <p>〈指摘事例の概要〉</p> <p>① 帳簿に記載されているものとは異なる供給設備（調整器等）が供給箇所で使用され、同設備の交換推奨期限が超過していたものが148か所中3か所みられた。</p> <p>② 帳簿上の点検結果が「良」と記載されているが、当局の現地調査の結果、容器バルブの保護対策が必要であるものが148か所中1か所みられた。</p>	<p>東北支部所管販売事業者に対し、東北支部保安課長通知を発出し、供給設備の交換推奨期限の帳簿への正確な記載を行うとともに、供給設備の適切な期限管理に取り組むことを要請した。</p> <p>さらに、保安研修会において、保安業務担当者に対し、供給設備に係る交換推奨期限の適切な管理を要請する予定である。</p> <p>東北支部所管販売事業者に対する立入検査においては、可能な限り、消費者宅等に設置されている供給設備の現場確認をすることとし、平成26年度は販売事業者1事業者（容器設置箇所4か所）で現場確認を行っており、27年度は現在まで販売事業者3事業者（容器設置箇所延べ17か所）において現場確認を行っている。</p> <p>現場確認の結果、不適切な事案が認められた場合には、改善を指導した。</p>

改善通知事項要旨	回答要旨
	<p>(その他)</p> <p>東北支部保安課長通知については、平成27年8月10日に東北支部のホームページに掲載し、公表している。</p> <p>また、平成27年8月10日付けで、東北支部保安課長から県知事登録の販売事業者を所管している東北6県液化石油ガス担当課長宛てに「液化石油ガスの自然災害対策について（お知らせ）」を通知し、東北支部保安課長通知を当該事業者に対する指導・監督の参考とするよう要請している。</p>